

人吉市議会SNS運用指針

1 目的

この指針は、市民に対し市議会に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会を目指していくために行うSNS（Facebook）の運用について、必要な事項を定めることを目的とするものです。

2 運用方法

人吉市議会公式アカウントの運用方法は次のとおりとします。

(1) 運用主体

- ア 運用管理者 人吉市議会議長
- イ 運用担当者 人吉市議会事務局

(2) 発信情報

- ア 人吉市ホームページ内の市議会に掲載している情報
- イ 人吉市議会の活動に関するもの
- ウ ア及びイのほか議長が適当と認めるもの

(3) 対応時間

原則、平日（年末年始を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、必要に応じてこの時間帯以外にも投稿する場合があります。

3 禁止事項

人吉市議会公式アカウントの運用担当者は、次に掲げる事項に該当する内容の情報を発信してはならないものとします。

- (1) 法令等に違反する、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 他者を誹謗又は中傷することを目的としたもの
- (3) 人種、信条、性別、社会的身分、門地等について差別し、又は差別を助長させるもの
- (4) 虚偽又は事実と異なるおそれがあるもの
- (5) 人吉市議会が扱う情報のうち、直ちに一般に公表することを目的としていないもの
- (6) 人吉市議会の権利を侵害する情報や、正当な理由なく他者の権利を侵害するもの
- (7) 意思形成過程にあるもの（検討中の素案等）。ただし、市民に広く意見を求める場合を除く
- (8) 人吉市議会の信用を失墜させるおそれがあるもの

- (9) その他公の秩序又は善良の風俗に反するもの

4 利用者に対する禁止事項

利用者により投稿されたコメント等について、次に掲げる事項のいずれかに該当すると運用管理者が判断した場合は、予告なくコメントの削除等を行います。また、当該コメント等を行った利用者について、予告なくブロック機能などによる制限を行います。

- (1) 法令等に違反する、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 政治的活動、宗教的活動、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (4) 特定の個人・団体などを差別や誹謗中傷するもの、またはそれらを助長するもの
- (5) 知的財産権を侵害するなど人吉市議会又は利用者、若しくは第三者に不利益を与えるもの
- (6) なりすました虚偽、事実と異なる内容、単なる風評であるもの、又はそれらを助長するもの
- (7) 本人の承諾なく個人情報侵害するもの
- (8) 人吉市議会公式アカウントの投稿と関係ないもの
- (9) SNSを利用する上での規約に反するもの
- (10) その他、運用管理者が不適切と判断したもの

5 著作権等

- (1) 公式アカウントに掲載されている全ての情報（画像、動画、音声、テキスト等）の知的財産権は人吉市議会や正当な権利を有する者に帰属します。
- (2) 人吉市議会公式アカウントの内容について私的使用又は引用など、著作権法上認められた行為を除き、人吉市議会に無断でこれを複製し、又は転用することはできません。

6 免責事項

- (1) 人吉市議会は、人吉市議会公式アカウントが投稿する内容について細心の注意を払っていますが、掲載情報の正確性、完全性、有用性などを完全に保証するものではありません。
- (2) 人吉市議会は、利用者が人吉市議会公式アカウントの提供した情報を利用または信用したことにより、利用者又は第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 人吉市議会は、利用者により投稿されたコメント等について一切の責任

を負いません。

- (4) 人吉市議会は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルについて、一切の責任を負いません。

7 運用指針の周知

- (1) この運用指針は、市議会のホームページ等に掲載します。
- (2) 人吉市議会は、予告なく運用指針の変更や運用方法の見直し、利用の中止等をする場合があります。

8 その他

運用指針に定めがない事項については、運用管理者が別に定めるものとします。